

上越市が受理窓口となる建設リサイクル法の届出のオンライン化について Q&A

Q 1 届出書を電子申請する方法を教えてください。

A 1 電子申請する方法は、次の二つの方法があります。

①上越市電子申請システム（以下、「システム」という。）

下記の URL または QR コードにアクセスし申請してください。

URL・・・

QR コード

②電子メール 下記のメールアドレスあてに届出書を送信してください。

kenjuu@city.joetsu.lg.jp

また電子メールで送信する場合は、以下の方法で送信してください。

・メールタイトル：【建設リサイクル法】〇〇〇〇（工事場所）、△△△△（届出者名）

・添付書類 ：添付が必要な書類は、書面と同様です。
また全て PDF ファイルで添付してください。

Q 2 電子申請をした場合の届出日はいつになりますか。

A 2 電子申請が開庁日の 17 時 15 分までに届いた場合は、受信日が届出日となります。

なお、開庁日の上記時刻より後、並びに土曜日、日曜日及び祝日（12 月 29 日から 1 月 3 日を含む）に届いた場合は、次の開庁日が届出日となります。

Q 3 提出窓口担当者から不足書類の提出や記載事項の不備に関する補正の指示を受けて再送した場合、届出日はいつになりますか。

A 3 不足書類等があって形式上の要件を満たしていない場合、当初の届出書では法律で規定された「届出を行う」という手続上の義務を履行したことにならないため、必要な補正を完了した届出書が提出窓口が届いた日となります。なお、届出日の考え方は、Q 2 を参照してください。

Q 4 今までどおり、窓口に行き書面で届出することは可能ですか。

A 4 可能です。従前どおり対応します。

Q5 電子申請の場合、届出書の受理後、届出済み工事シールはどのように配付されますか。

A5 電子申請の場合、届出済み工事シールは配布しません。このため、次のように対応願います。
メール（※）にて「受付日」及び「受付番号」を通知しますので、建設業許可、解体工事業登録の
標識の余白等に「受付日」及び「受付番号」を明示してください。
※届出書をシステムで提出した場合は、入力いただいたメールアドレスあてに、また電子メールで
提出した場合は、届出書を送信したメールアドレスあてに通知します。なお、これらのメールア
ドレスとは別のメールアドレスへ通知する対応は行いません。

Q6 電子申請において、届出済み工事シールを郵送してもらうことは可能ですか。

A6 電子申請における郵送の対応は行いません。

Q7 「受付日」及び「受付番号」を届出済み工事シールとして印刷したい場合は、どのように印刷
すればよいですか。

A7 印刷方法は、上越市ホームページの「建設リサイクル法の届出」に掲載する【建設リサイクル法
「届出済み工事シール」の配布について】を参照してください。

Q8 届出書の副本を作成し、収受印を押印してもらうことは可能ですか。

A8 上越市においては、電子申請及び窓口提出にかかわらず、副本に収受印を押印することは行って
いません。